

解禁日指定：平成26年11月20日16:00以降

平成26年11月13日

過積載及び特殊車両の合同取締りを実施します

大分県下では毎年11月を「過積載絶滅」の運動月間と定め、過積載運行の防止対策に努めています。

その一環として、国土交通省佐伯河川国道事務所は、国道10号佐伯市内(11月20日)において九州運輸局大分運輸支局及び大分県警察と合同で、過積載及び特殊車両の合同取締りを実施します。

取締り内容

1. 実施日時 平成26年11月20日(木)14時00分～16時00分
ただし、雨天や突発的な事情により中止する場合があります。
※現地を取材される方は、当日の9時～10時の間に実施の有無をお問い合わせ下さい。
2. 実施場所 佐伯市弥生大字大坂本 国道10号 弥生計量所(下図参照)
3. 実施内容 通行中の特殊車両のうち、道路構造物の保全や交通の危険防止の観点から、対象車両を選定・引き込んだ後、車両諸元(重量・長さ・幅・高さ)の計測と許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。
また、大型車や特殊車両の運転手の過積載絶滅への理解を深めるためのPR活動を行います。

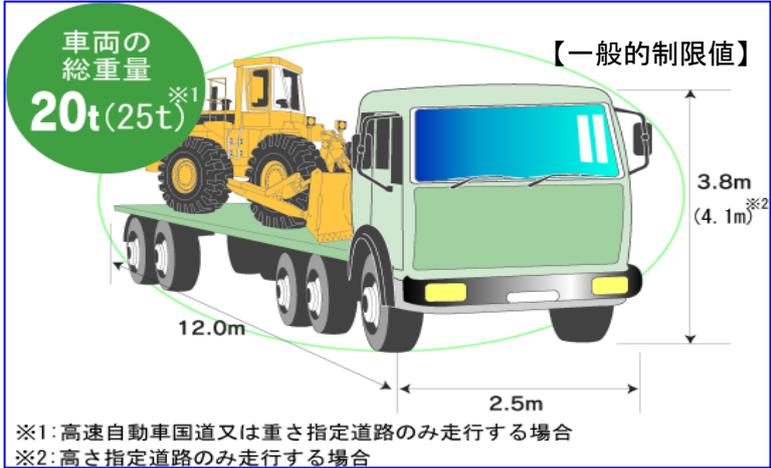
〔取締り箇所地図〕



〔付近拡大図〕

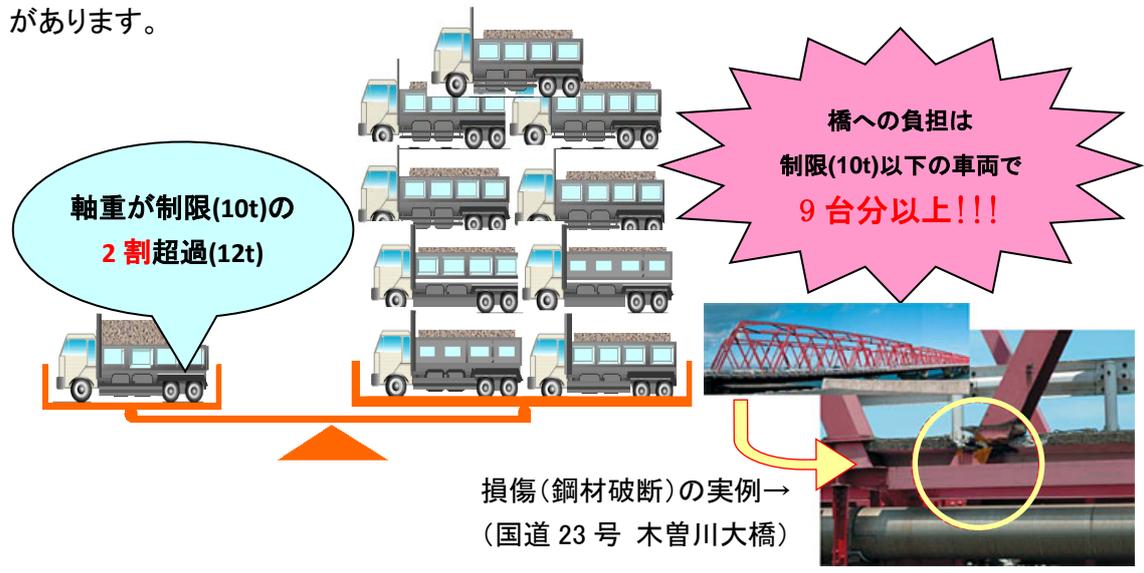


特殊車両の通行許可とは
 車両が通行するためには、一般的制限値内であれば、特に許可は必要ありませんが、これらの値を超える車両が通行する場合は、道路法第47条の2に基づき道路管理者の特殊車両通行許可を得て、定められた許可条件のもとで通行する必要があります。



なぜ特殊車両の許可が必要なのか

既定の重量を超える車両が許可無く走行すれば、橋梁等の構造物に大きなダメージを与えることとなります。又、長さや高さを超える車両が許可無く走行すれば、トンネルや交差点等で事故を起こす要因にもなりかねません。そこで道路の橋梁や幅等のデータをデータベース化し、申請車両の通行が出来るかどうかを計算して、必要な条件を付した許可を得る必要があります。



指導取締り状況



【お問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所
 技術副所長 浅井 博海 (あさい ひろみ)
 道路管理課長 鶴林 保彦 (うばやし やすひこ)
 TEL:0972-22-1880 (代表)